区分	塡補方式
23区	㈠十トン未満の漁船により㈤から㈡まで及び㈣に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて船びき網を使用して営む漁業を主とするもの
24区	
25区	
26区	㈡十トン未満の漁船により㈤から㈡まで及び㈣に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつてまき網を使用して営む漁業、釣りによつていか若しくはぶりをとることを目的とする漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業又は総漁獲金額に占めるさけ及びますの漁獲金額の割合が二分の一を超える漁業を主とするもの
27区	
28区	
29区	㈢十トン未満の漁船により㈤から㈢まで及び㈣に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業（㈠から㈢までに掲げるものを除く。）
30区	

区分	塡補方式				
	約定限度内塡補方式			地震等限定塡補方式	全事故比例塡補方式
	特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合		
23区	五・五六%	四・三〇%	二・六八%	〇・一〇%	八・三二%
24区					
25区					
26区					
27区					
28区					
29区					
30区					

漁業の種類
北海道の地先水面において桁網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業

第一号の表備考イ中「第九条の三」を「第九条の三第一号」に改め、同表備考ハ中「、第九号又は第十号」及び「これらの規定を」を削り、同表備考ニから同表備考トまでを削り、同表備考チ中「第五十四条第六号又は第十二号」を「第五十四条第十二号」に改め、「これらの規定を」を削り、同表備考チを同表備考ニとし、同表備考リ中「第五十四条第七号」を「第五十四条第三号」に改め、同表備考リを同表備考ホとし、同表備考ヌから同表備考ヘまでを同表備考ルまでとし、同表備考タ中「、北海道、青森県、岩手県、山形県、茨城県、新潟県、福井県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、熊本県、鹿児島県又は沖縄県の区域を「18区」とは」を削り、「19区」を「18区」に改め、「及び18区」を削り、同表備考タを同表備考ヲとし、同表備考レ中「20区」を「19区」に、「21区」を「20区」に改め、同表備考レを同表備考ワとし、同表備考ソ中「22区」を「21区」に、「23区」を「22区」に改め、同表備考ソを同表備考カとし、同表備考ツ中「24区」を「23区」に、「25区」を「24区」に、「26区」を「25区」に改め、同表備考ヨとし、同表備考ネ中「27区」を「26区」に、「28区」を「27区」に、「29区」を「28区」に改め、同表備考ネを同表備考タとし、同表備考ナ中「30区」を「29区」に、「31区」を「30区」に改め、同表備考ナを同表備考レとし、同表備考ラを同表備考ソとし、同表備考ム中「ラ」を「ソ」に改め、「規則第五十四条第十号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる要件に該当する特約がある共済契約にあっては、百分の七十」を削り、同表備考ウ中「ラ」を「ソ」に改め、同表備考ヰとし、同表備考ノ中「ヰ」を「ナ」に改め、同表備考オ中「ラ、ム、ウ又はヰ」を「ソ、ツ、ネ又はナ」に改め、同表備考オを同表備考ムとする。

第二号中「第五十四条第八号」を「第五十四条第四号」に改め、同号イからハまでの規定中「ラ、ウ、ヰ又はオ」を「ソ、ネ、ナ又はム」に改める。

第三号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分	塡補方式				
	養殖業の種類	単位漁場区域の属する水域	期間	通常塡補方式	全病害不塡補方式	特定病害不塡補方式	病害低塡補方式
1区	かき養殖業			一一・七八%	六・四九%	—	九・一四%
2区				九・八一	六・四九	—	八・一六
3区	一年貝真珠養殖業			三・七五	〇・九五	—	二・三五
4区				七・〇二	〇・九五	—	三・九六
3区	二年貝真珠養殖業			三・七五	〇・九五	—	二・三五
4区				七・〇二	〇・九五	—	三・九六

第三号の表備考ロ中「（規則第五十四条第十号に掲げる要件に該当する特約がある共済契約にあっては、百分の七十）」を削る。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百五十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百七号（漁業災害補償法第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

第一号の表（備考を除く。）を次のように改める。